

市長の伊賀じまん



一 湿地に自生する植物たち 一

6月に入り、梅雨の季節がやってきました。今回は水にまつわる植物や環境について話したいと思います。

水辺の植物は、歴史や気候などの地域性を雄弁に語ってくれます。伊賀は、約400万年前に古琵琶湖が生まれた地であったことや、ちょうど北方系と南方系の植物が混じる地域であることから、水辺には興味深い植物が数多く残っていました。

皆さんは、ミツガシワという植物をご存じですか。私はこの植物を伊賀の自慢のひとつだと考えています。ミツガシワは氷河期の名残と言われ、近辺では深泥池（京都市北区）などに自生していますが、県内では唯一伊賀市にのみ自生しており、市の天然記念物に指定されています。

ミツガシワが自生している湿地には、汚染されていない非常にきれいな環境が残されています。伊賀でもかつては丘陵地帯のいたるところに湿地が存在し、多様な植生*に富んでいました。そこでは、可憐なトキソウやサギソウなどからモウセンゴケやイシモチソウ、タヌキモといった食虫植物まで多くの種類の植物や日本で一

▼サギソウ ▶ミツガシワ



番小さいトンボであるハッチョウトンボなどの生物を見ることができました。現在は環境の悪化でそうした場所が姿を消しつつあることを大変寂しく感じています。

私が子どもの頃は、山間の湿地だけでなく、学校の行き帰りにあった水田でもドジョウやフナを捕まえたりザリガニを釣ったりできる豊かな自然環境がありました。そして、サンショウモやデンジソウなどの今ではもう見ることのできないような珍しい植物が生育していました。

汚染などの環境の変化に弱い植物が伊賀で多様に生育できたのは、豊かな自然環境に恵まれた地域だからこそだといえます。そういった植物が育つ地域は、人にとっても安心して暮らせる場所です。環境をしっかり守っていく象徴として多様な植生の復活をめざし、さらに誇れるまちにしていきたいと考えています。

もし、皆さんの中にサンショウモやデンジソウを市内で見つけた人がいたら、ぜひこっそり教えてください。

(伊賀市長 岡本 栄)

* 植生…ある場所に生育している植物の集団

防災ねっと

大雨や長雨による土砂災害に備えよう！

土砂災害の前兆現象を知る

皆さんは、土砂災害の前兆現象を知っていますか。大雨や長雨によって起きる土砂災害には、その前兆として普段とは異なる次のような現象が起きている場合があります。

《前兆現象》

- 川の流れが濁り、流木が混ざり始める
- 斜面から水がふき出す
- 地面にひび割れができる
- 沢や井戸の水が濁る
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- 地鳴りがする
- 普段とは違う臭いがする（土の臭い、焼ける臭いなど）

これらの前兆現象は、目、耳、鼻などの五感で感じることができます。前兆現象に気付いたら指示を待たずに、安全を確保しながら自主的に避難をしましょう。

災害に備えて、普段から準備できることを知る

いざ災害が発生すると、とっさの判断ができず正し



い行動が取れない場合があります。

そのような事態にならないように、普段から準備しておくことが大切です。



あなたの備えは万全ですか？

次のことを準備しておきましょう

- 緊急時の連絡方法、集合場所などを普段から家族で話し合っておく。
- 地域みんなが安全に避難できるよう、普段からご近所同士の協力体制を築く。
- 住んでいる地区、仕事場周辺などの避難場所、避難場所までの安全な経路を確認する。
- 非常持ち出し袋には、生活必需品に加え、各家庭に必要なものをそろえておく。
- ハザードマップで危険な場所を事前に確認する。

普段から、「もしものとき」を考えておくことが大切です。できることから少しずつ始めましょう。

【問い合わせ】

総合危機管理課 ☎ 22-9640 FAX 24-0444

6月1日は「景観の日」

2005（平成17）年6月1日に景観法が全面施行されたことにちなみ、景観法を所管する国土交通省・農林水産省・環境省は、景観法の基本理念の普及、良好な景観形成に関する国民の意識啓発を目的に、6月1日を「景観の日」と定めています。

市では2009（平成21）年1月に策定し、運用している伊賀市景観計画を本年4月に一部修正し、市民の皆さんの景観意識の向上に重点を置いた内容としました。

今後、より一層、景観に配慮したまちづくりを官民協同で推進していきますので、皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ】

都市計画課

☎ 43-2314 FAX 43-2317



伊賀線だより



車窓から眺めると…

伊賀鉄道市部駅近くの川で魚釣りをしている人や、猪田道駅でいつも見送りをしている人たちを見かけたことはありませんか。

実はこれらはすべて依那古地区の皆さんがペットボトルなどを利用して作った「案山子」です。その数は次第に増えており、「いつの間にかこんなところにも」と気付いた人も多いのではないのでしょうか。

依那古地区を拠点に活動する「依那古体験隊」は、地域の人や訪れた人に楽しんでもらおうとさまざまな場所に手作りの案山子を設置し、地域の活性化に取り組んでいます。ポーズや衣装も飽きないように変えているそうです。また、4月からは忍者衣装の案山子が忍んでいる駅もあります。

伊賀線の列車に乗って風景を眺めながら、新しい発見ができるのも楽しいですね。

【問い合わせ】 交通政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9852 ▲市部駅の案山子



明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

「虐待」について考える —福祉相談調整課—

近頃、「虐待」に関する報道を数多く見かけるようになりました。中には、尊い命が奪われるという深刻なケースもあり、虐待のニュースを聞くたびに悲しいという言葉だけでは言い表せない気持ちになります。

皆さんは、虐待という言葉から何をイメージしますか。多くの人は、殴る、蹴るなどの肉体的な「暴力」を思い浮かべると思いますが、実はそれだけではありません。

例えば、高齢者への虐待の場合、叩いたりベッドに縛り付けて拘束するなどの「身体的虐待」、必要な医療や介護サービスを受けさせないなどの「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、怒鳴ったり無視をしたりして精神的に追い詰める「心理的虐待」、人前で排泄行為をさせるなどの「性的虐待」、年金や預貯金を無断で使用する「経済的虐待」といった行為が、法律で虐待と定義されています。

虐待は身近なところで発生する可能性があり、決して他人事ではありません。

では、高齢者への虐待を防止するために、私たちにできることはないのでしょうか。それは、虐待を受けている高齢者を守り支援すると同時に、家庭で介護を行っている場合には、介護者の負担を周囲が理解し支援することです。

毎日、いつまで続くかわからない介護を担っている家族の負担とストレスは、計り知れないものがあります。同居の家族だけでなく、離れて暮らす家族や地域住民からのちょっとした気遣い、声かけによって、介護者の気持ちが穏やかになることもあります。

虐待は、言うまでもなく人権侵害です。日頃から虐待に対する正しい知識を持ち、虐待ではないかと気付いたときは、勇気を持って相談機関に連絡しましょう。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ